

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	消防課	整理番号	3-1
許認可等の種類	消防設備士免状の再交付			
根拠法令条例等・条項	消防法施行令第36条の6第1項			
許認可等の概要	免状の交付を受けている者から、免状を亡失等したことにより当該免状の再交付申請があった場合に、当該免状を交付又は書換えをした知事は、免状を再交付することができる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>再交付の要件は、根拠条項(消防法施行令第36条の6第1項)により明らかである。          なお、免状再交付事務処理は、「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」(平成12年3月24日付け消防予第66号)の4の部分による。</p> <p>■参考条文(該当部分のみの抜粋)          ●消防法施行令          (免状の再交付)          第三十六条の六 免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、総務省令で定めるところにより、当該免状の交付又は書換えをした都道府県知事にその再交付を申請することができる。          2 (略)</p>			
基準の制定根拠	消防庁通知			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日			
期間の制定根拠	業務委託先である(一財)消防試験研究センター長野県支部との協議による。			